災害廃棄物処理の流れ

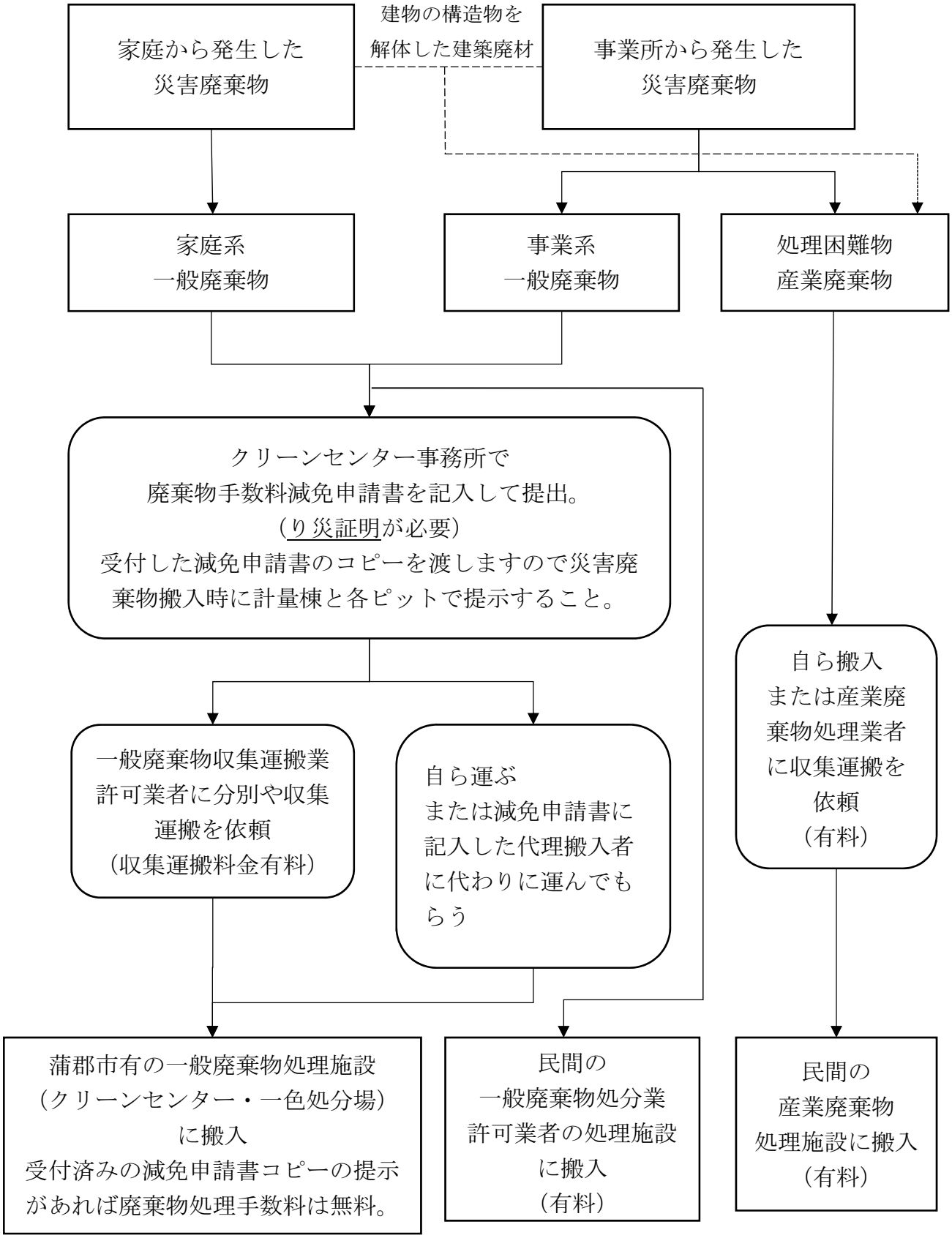
家庭から発生した
災害廃棄物
建物の構造物を
解体した建築廃材
事業所から発生した
災害廃棄物
家庭系
一般廃棄物
事業系
一般廃棄物
処理困難物
産業廃棄物
クリーンセンター事務所で
廃棄物手数料減免申請書を記入して提出。
（り災証明が必要）
受付した減免申請書のコピーを渡しますので災害廃
棄物搬入時に計量棟と各ピットで提示すること。
自ら搬入
または産業廃
棄物処理業者
に収集運搬を
依頼
（有料）
一般廃棄物収集運搬業
許可業者に分別や収集
運搬を依頼
（収集運搬料金有料）
自ら運ぶ
または減免申請書に
記入した代理搬入者
に代わりに運んでも
らう
蒲郡市有の一般廃棄物処理施設
（クリーンセンター・一色処分場）
に搬入
受付済みの減免申請書コピーの提示
があれば廃棄物処理手数料は無料。
民間の
一般廃棄物処分業
許可業者の処理施設
に搬入
（有料）
民間の
産業廃棄物
処理施設に搬入
（有料）